

# 寄附優遇税制の概要

## 1. 法人からの寄附

国立大学法人に対する法人からの寄附については、全額損金算入が認められている。

一方、学校法人に対する寄附は、一部を損金に算入することが可能であり、あわせて日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度を活用すれば、全額損金算入することも可能となる。

	国立大学法人	学校法人
法人税	全額損金算入	以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2 ※日本私立学校振興・共済事業団を通じた寄附については全額損金算入

## 2. 個人からの寄附

一定の要件(PST要件)<sup>(※1)</sup>を満たした学校法人に対する寄附については、税額控除と所得控除の選択制が認められている。一方で、国立大学法人に対する寄附については、所得控除のみが認められている。

		国立大学法人	学校法人
所得税	所得控除	控除額: 寄附金額 <sup>※2</sup> −2千円	
	税額控除	なし	控除額: (寄附金額 <sup>※2</sup> −2千円)×40% (所得税額の25%を限度)

※1 以下のいずれかを満たすなどの要件を満たしていること(来年度緩和予定)

- ① 3千円以上の寄附金(入学寄附金を除く)を支出したものが、平均して年に100人以上
- ② 経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が1/5以上である

※2 総所得金額の40%を限度